

# 会 則

(名称・所在地)

## 第1条

ちおぐくる企画実行委員会と称し、  
事務所を  
代表者宅  
に置く。

(目的)

## 第2条

本会は、性的少数者、支援者に対して、  
正しい知識を学ぶ為に、学ぶ場や情報の提供。  
社会において誰一人置き去りにしない  
生命尊厳の共生社会を築いていく上で、  
性的少数者に対する理解の促進に関する事業を行い、  
皆が個性を活かし、他と協調し合い、差異を乗り越え、  
よりよい社会を築くことに、寄与することを目的とする。

(活動内容)

### 第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 性的少数者への理解促進を図るための映画上映活動
- (2) 社会教育の推進を図るための性的少数者への理解促進活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図るための活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前条の目的を達成するために必要な活動

(役員)

### 第4条

本会に次の役員を置く

実行委員長 1名

事務局長 1名

会計は事務局長が兼ねる。

(会 員)

## 第5条

本会の会員は、  
性的少数者の当事者と、その理解者・支援者とし、  
入会には会員3名からの紹介を必要とする。

(役員任期)

## 第6条

役員の仕事は定めない。

(実行委員会期間)

## 第7条

性的少数者に対する差別の完全融解が達成した暁には、  
実行委員会を解散する。

此の会則は令和5年1月19日に施行する